

環 廃 1 6 9 号  
令和 3 年 4 月 20 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 様

静岡県くらし・環境部環境局  
廃棄物リサイクル課長

### 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの第 3 版の公表について

このことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、本マニュアルにおいて、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは石綿含有廃棄物になり、「汚泥」に該当する可能性がある旨等が追記されましたので、下記のとおり取り扱うことにします。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

### 記

#### 1 産業廃棄物収集運搬業の許可事務における取扱い

- (1) 石綿含有廃棄物を含む、産業廃棄物の種類に「汚泥」を追加します。
- (2) 既に産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している者が、新たに石綿含有廃棄物を含む汚泥（以下「当該汚泥」という。）を収集運搬する場合は、事業範囲変更許可申請にて対応します。
- (3) 当該汚泥を収集運搬する場合は、省令様式第 6 号の 2 第 1 面の産業廃棄物の種類欄に、含む旨を明記してください。また、当該汚泥の予定運搬先での処分方法について、本マニュアル等を参考に処理基準に適合するか確認をします。
- (4) 当該汚泥を収集運搬する場合は、省令様式第 6 号の 2 第 5 面に、本マニュアル等を参考にして、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を満たすために必要な措置を記載してください。
- (5) 本内容については、今後、静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領を改正します。

#### 2 産業廃棄物処分業の許可事務における取扱い

既に産業廃棄物処分業の許可を取得している者が、新たに当該汚泥を処分する場合は、他の産業廃棄物の種類と同様、事業範囲変更許可申請にて対応します。

担 当 産 業 廃 棄 物 班  
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 4 2 3